

道路境界確認の流れ

- ① 土木課にて過去の確定図面等の資料の確認および収集（※必要であれば、事前協議）
- ② 現地測量
- ③ 測量結果に基づき、土木課にて協議（※水路境界がある場合は、担当課にて協議）
- ④ 立会実施 **※申請地所有者のサインも必要です！！**
- ⑤ 本杭設置
- ⑥ 「道路境界確認願」を土木課へ提出
- ⑦ 土木課担当者にて現地確認
- ⑧ 「道路境界確認書」発行

※確定図は、2部添付してください。

※提出から発行まで、10日～2週間かかります。

水路境界がある場合

市街化区域…下水道整備課が担当となります。コピー一式を下水道整備課へ提出してください。

※ただし、確定図は職印を押印した図面を添付してください。

市街化区調整区域…農地整備課

市管理の河川…河川港湾課

土木課に1部提出でOKです。

確認書は、「道水路境界確認書」として、土木課にて発行します。